

岩手県医療局管理規程第3号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定代理納付者による納付)</p> <p>第30条の2 会計出納員及び現金取扱員は、<u>納入義務者が</u>、収入金の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として<u>地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第1項</u>で定める者のうち局長が指定した者（以下「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する同条第2項で定める証票その他の物又は番号、<u>記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の収入金を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。</u>この場合において、会計出納員及び現金取扱員は、当該収入金の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入金を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p><u>2 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該収入金を納付したときは、同項の承認があった時に当該収入金が納付されたものとみなす。</u></p> <p>(強制執行等)</p> <p>第40条 収入徴収担当者は、前条第2項の期限を経過してもなお履行されない債権について、<u>地方自治法施行令（以下「政令」という。）第171条の2各号に掲げる措置をとろうとする場合は、その理由、所属年度、収入科目及び金額を記載した文書によりあらかじめ局長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(指定納付受託者による納付)</p> <p>第30条の2 会計出納員及び現金取扱員は、収入金の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第157条の2</u>で定める者のうち局長が指定した者であって<u>納入義務者の委託を受けたものに、当該委託を受けた納付事務を行わせることができる。</u>この場合において、会計出納員及び現金取扱員は、当該収入金の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入金を当該委託を受けた者に納付させることができる。</p> <p>(強制執行等)</p> <p>第40条 収入徴収担当者は、前条第2項の期限を経過してもなお履行されない債権について、<u>政令第171条の2各号に掲げる措置をとろうとする場合は、その理由、所属年度、収入科目及び金額を記載した文書によりあらかじめ局長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和5年3月28日から施行する。